



慶應義塾大学ビジネス・スクール

ミノルタはどうすべきだったか

オートフォーカス技術に関する日米特許紛争事件では、ミノルタは多額の賠償金を支払っ 5
ただけではなく、同時に経営陣の引責辞任にまで及ぶ、大きな影響を被った。ところで、そ
の対応策は新聞などに報じられているように、特許に関する契約違反を起こし、且つ、特許
侵害を実際に承知しながら、開発を進めたのか、あるいは何故提訴前の段階でハネウエル社
との交渉にのらなかった、何らかの意図や判断があったのだろうか。この種の数多くの疑問
が沸いてくる。 10

①特許係争の概要

米国ミネソタ州の制御機器メーカーであるハネウエル社は、ミノルタ（日本の本社）を相 15
手どって、以下の4つの特許侵害と技術契約違反について提訴した事件では、

(1) 一眼レフカメラなどに使っているAF（オートフォーカス）機構に関する特許 15
3つの特許（Stauffer特許401、899、935）

(2) コンパクトカメラのオートフラッシュに関する特許
1つの特許（Ogawa特許599）

(3) ハネウエル開発の部品TCL（一眼レフ用AF機構に使われる部品の商品名）にかか 20
わる技術契約違反

の3点について提訴した。

当初、ミネソタ州連邦地裁に提訴されたが、最終的にはニュージャージー州連邦地裁で審 25
議されることになった。

通常の陪審による民事訴訟の手続きを経て、1992年2月7日陪審の評決が下った。評決に 25
よれば陪審員全員一致で、下記の如く判決が下りた。

(1) Stauffer特許401（瞳分割方式終点検出光学系）の特許侵害。

(2) Ogawa特許599（AF、AE、オートフラッシュのシーケンス制御）についての特許 30
侵害。

本ノートは「技術と経営」の講座の為に筆者が作成した。

作成に当たって、「知的財産権をめぐる国際技術摩擦に関する調査報告書」平成5年財団法人機械振興協
会経済研究所+日本アプライドリサーチ研究所などを参照した。

本文の責任は筆者にある。

[作成者：許斐義信]

(3) しかし、「故意に侵害した事実はない」と判断され、損害賠償金額は9,635万ドル（約121.4億円）とした。ミノルタ側は訴訟費用などの面から早期に決着した方が有利であると判断。12,750万ドル（約166億円）を支払って和解することでハネウエル社と合意した。

5 (4) これにより、ミノルタはハネウエルの特許を使用し、全世界でAF技術を利用したカメラの製造販売をする権利を取得することになった。

②検討課題

10 以上のような決着を見たわけだが、ミノルタが何故、このような高額な賠償金を支払うことになったのかを、日本側の立場で推論してみたい。

1. 特許権の範囲に関する見解の相違

15 ミノルタはAF技術についてハネウエル社が特許をもっているのは知っていたが、「特許の内容が常識的かつ概念的過ぎるために特許に抵触しない」と考えていたとの見解がある。また、ドイツのライカカメラで有名な「ライツ社が、ハネウエル社より早く、AF技術の特許を登録していたこともあって、問題はない」と考えたようである。

陪審の評決直後、ミノルタは「ハネウエルのAF特許はドイツのライツ社の特許に抵触する」として支払金額引下げの条件闘争に移る構えも示していた。

20 [背景] ハネウエル社の技術は、レンズで結合した二つの像をレンズを動かすことによって移動させ、ピッタリ合ったところを焦点位置とするもので、ミノルタの技術は二つの像の差を検出し、焦点位置を求めるものであった。カメラ業界では、このハネウエル社の特許に対して種々の異なった技術を開発してきたが、基本的な考え方はハネウエル社の特許の域を出ず、基本特許とみられていた。しかし、このハネウエル社の特許は特許権の範囲を広くすると、ドイツのライツ社の特許に触れるとも言われるが、ミノルタを含む日本の企業では、日本での特許範囲に関する一般的見方として、「ハネウエル社の特許は技術的に限定されたもの」と理解していたようで、国による「特許権の範囲の違い（米国は均等論）」が問題を大きくしたとの見解がある。

2. 陪審裁判と裁判官だけによる裁判の選択

30 ハネウエル社は、審査の方法として『陪審裁判』を主張したため、ミノルタが主張していた『裁判官だけの審査』は選択されなかった。米国では、原則として陪審員による審理と裁判官だけによる審理のどちらでも選択できるが、その選択権は原告側にある。つまりミノル

タは「特許紛争のような場合には法理論、特許の技術的な問題について専門的な知識や検討が必要となるため、裁判官だけの審理を求めた」がその要請は拒否されてしまった。

〔推論〕陪審員は審査が行われた4ヶ月間の間、土日曜日を除くほとんど毎日、一日中、仕事を休んで裁判に出席するという状況であったし、さらに直接質問することや、メモをとることを禁止されているため、陪審員がどれだけ理解できたか、理解させることができたかが評決の結果を左右することになった。

この視点で言えば、「ミノルタは通訳を通してのコミュニケーションであったため、裁判を長引かせたという印象も含め、陪審員に対して、心理的なイラつきを与えてしまった可能性があり、これも裁判を不利に導いた要因の一つではなかったか」と推察している。

3. 弁護士意見や和解交渉とそのタイミング

1987年、ハネウェル社がミノルタを提訴した直後に同社から提示された和解金額は2000～3000万ドルであり、最終的評決の4分の1以下であった。

この金額を、法廷でハネウェル社が要求したのが約1億8000万ドルとを比較して考えられると、如何に法外な金額が要求され、賠償金額が釣り上げられてきたかが判る。

〔背景〕米国で新製品を発売する場合には、特許に抵触するしないは別として、最低一ヶ所、できれば複数の特許専門の弁護士に相談することが重要である。

製品の発売前であれば弁護士の見解が証拠として使え、特許に抵触していても、和解金額の目安が事前に分かることになり、先手を打って相手と交渉し、安い和解金で問題を処理できる可能性がある。

ミノルタの場合、提訴直後に、特許専門の弁護士に相談したところ、「特許侵害はないので問題はない。最悪、賠償金を支払うことになったとしてもせいぜい500万ドル前後」という返答であったといわれている。

しかし、この相談は、製品発売後であったため、当然、法定での証拠にはなり得ず、結果的には、巨額の和解金額になってしまった。

4. 和解交渉の戦術

さらに、問題を大きくしたのは、「クロスライセンスという手段をとらなかったこと」にも原因があると言われている。

田嶋氏（当時のミノルタ社長）は「仮に、当社がハネウェルが販売する製品に関連した特許をもっていればクロスライセンスということもできたかもしれません。当社にも知的財産部がありますが、まだ十分に機能していない。もっと強化しなければなりません」と反省を

していた。

[比較] キヤノンはハネウェルとクロスライセンス契約で事を収めたと言われている。

5. 裁判という時間的機会損失：技術陣への負担と新製品開発の遅れ

- 5 高額な賠償金が決められた段階で、裁判を進めず和解に応じた背景には、裁判という時間を消費する労力に関する判断に問題があったとする見解もある。つまり、裁判になると事実確認のための調書作成に莫大な労力が費やされることになり、技術者が調書づくりのために米国大使館などに足を運ばなければならなかった、と言われている。このため、新製品開発競争が激しいカメラ業界において、技術者が過去の問題に拘束されることによって、士気も
- 10 低くなり、新製品開発が大幅に遅れるという事態を招いてしまったといわれている。

[事例] 米国タンドン社が両面フロッピーディスクドライブでITCに提訴した事件(1984年：関税法337条)では、TEAC社は高額の賠償金で和解。ソニーと3.5インチのマイクロフロッピーの技術とクロスライセンス。そして三菱電機は最後まで裁判を争い結果、勝利を勝ち取った。

15

③ミノルタとの和解後：同社以外の会社に対する訴訟と帰結

ハネウェル社は、ミノルタを相手にした訴訟を第一番目として、同じAF特許侵害で、15社と特許係争を行ってきた。

そしてミノルタ同様、他社とも和解が成立した。

- 20 1992年9月末現在、関係者の調査に依れば、和解成立件数は11社に上っており、総額3億310万ドル(約366億円)の特許料を受け取ることになっていた。これらの会社は、ニコン、キヤノン、京セラ、コニカ、松下電器産業、オリンパス光学工業などの日本企業をはじめとして、米国のイーストマン・コダック、台湾のプレミア・カメラなどが含まれている。

(参考：支払金額は、ニコンが1992年3月までの過去の分として4500万ドル(約57億円)

25

オリンパス光学工業は42億円

旭光学は25億円を支払った、といわれる)

(参考：但しキヤノンは金額を明らかにしていない。

ハネウェルがキヤノンの技術を使って新規事業に進出する場合には一定の特許使用料をキヤノンに支払い利用できることとし、キヤノンは保有特許をハネウェルに公開することで合意したと伝えられている。つまりキヤノンはクロスライセンス契約を結ぶ道を選んだと思われている)

30

(参考：コニカだけは、実は数千万円程度であったと言われているが、同社では正式に発表

していない。筆者の推論では、「特許侵害の賠償金は支払っていない」

それは、AF技術の新規開発に際しても、ハネウエルの特許に抵触すると考え新しい技術にシフトする段階で、特許に関わる契約を済ましていたと、見ている)

5

10

15

20

25

30

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.